

周南市告示第135号

令和8年10月13日

下記表の者は、住所及び居所がともに不明のため、令和8年度市・県民税納税通知書を送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により送達に代えて公示送達とし、周南市長がこれを保管して送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

周南市長 藤井 律子



記

番号	氏名
1	GUSRY MAHENDRA
2	山本 雅子
3	
4	
5	
6	
7	